

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 株式会社ムラタ

所在地 茨城県北茨城市関南町神岡上 1964 番地の 5

2 対象の屋外保管事業場

茨城県北茨城市中郷町石岡字尾高 1704 番

3 勧告の内容

令和8年5月15日までに、保管物の保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 大創貿易株式会社

所在地 東京都江戸川区小松川三丁目7番1-104号

2 対象の屋外保管事業場

茨城県那珂市中台字南次男分745番10

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月15日までに、保管物の高さ、保管単位及び保管方法について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月15日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 加藤運輸有限会社

所在地 千葉県松戸市小金きよしヶ丘三丁目12番地13

2 対象の屋外保管事業場

茨城県小美玉市世楽字新山1033番16 外3筆

3 勧告の内容

令和8年5月15日までに、保管物の高さ、保管単位及び保管方法について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 源利産業株式会社

所在地 茨城県土浦市大畑 948-1

2 対象の屋外保管事業場

茨城県土浦市大畑字風谷 948 番 1

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月15日までに、保管物の高さ、保管単位及び保管方法について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月15日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲いを設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 柳商店

所在地 茨城県土浦市神立中央四丁目1番1-23号

2 対象の屋外保管事業場

茨城県土浦市手野町字真木ノ内3837番2 外3筆

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月15日までに、保管物の保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月15日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名称 江夏商事株式会社

所在地 茨城県牛久市中央四丁目17番地8

2 対象の屋外保管事業場

茨城県牛久市久野町931番 外6筆

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月15日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月15日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称

所在地

2 対象の屋外保管事業場

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月15日までに、保管物の保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月15日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 宏美商事株式会社

所在地 茨城県稲敷郡阿見町大字実穀字横町 1299 番 1

2 対象の屋外保管事業場

茨城県稲敷郡阿見町大字実穀字横町 1299 番 1

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月15日までに、保管物の高さ、保管単位及び保管方法について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月15日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 株式会社国際スター
所在地 埼玉県越谷市船渡 2082

2 対象の屋外保管事業場

茨城県古河市尾崎字寺野 2035 番 3 外 5 筆

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月15日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月15日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲いを設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 サムライカーボنز株式会社

所在地 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目17番地2

2 対象の屋外保管事業場

茨城県下妻市半谷字中原久762番2の一部及び762番128の一部

3 勧告の内容

令和8年5月15日までに、保管物の高さ、保管単位及び保管方法について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 野田金属産業株式会社

所在地 千葉県野田市尾崎 1842 番 1

2 対象の屋外保管事業場

茨城県坂東市半谷字十三 1982 番 1 外 2 筆

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月15日までに、保管物の保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月15日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲いを設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名称

所在地

2 対象の屋外保管事業場

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月15日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月15日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名称

所在地

2 対象の屋外保管事業場

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月15日までに、保管物の保管方法について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月15日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名称 株式会社P・R・C

所在地 茨城県坂東市馬立1438番地1

2 対象の屋外保管事業場

- ・茨城県坂東市馬立字作り田1438番1及び1439番
- ・茨城県坂東市弓田字山田台3321番3 外9筆

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月15日までに、保管物の保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月15日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名称 花園化成株式会社

所在地 埼玉県川口市北園町34番42号

2 対象の屋外保管事業場

茨城県坂東市幸田字迎地928番1及び928番18の一部

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月15日までに、保管物の高さ、保管単位及び保管方法について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月15日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名称 有限会社ユニオンプラスチック

所在地 茨城県猿島郡境町大字大歩 1788 番地 1

2 対象の屋外保管事業場

茨城県猿島郡境町大字大歩字西原下 1788 番 1 外 11 筆

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月15日までに、保管物の高さ、保管単位及び保管方法について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月15日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 津海資源株式会社

所在地 東京都港区白金二丁目5番51号

2 対象の屋外保管事業場

茨城県猿島郡境町大字大歩字重田ノ台2037番1 外2筆

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月15日までに、保管物の保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月15日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲いを設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 株式会社新興

所在地 茨城県猿島郡五霞町大字江川 3532 番地

2 対象の屋外保管事業場

茨城県猿島郡五霞町大字江川字山王浦 3532 番

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月15日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月15日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。